

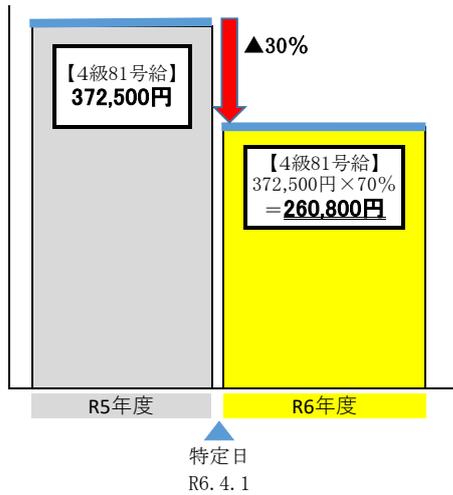
## 定年引上げに係る給料月額

### 1 役職定年なし

- ・職員が60歳に達した日後の最初の4月1日(特定日)以後に適用される級号給の7割水準

#### ①係長⇒係長

- ・係長として勤務し、特定日以降も係長として勤務



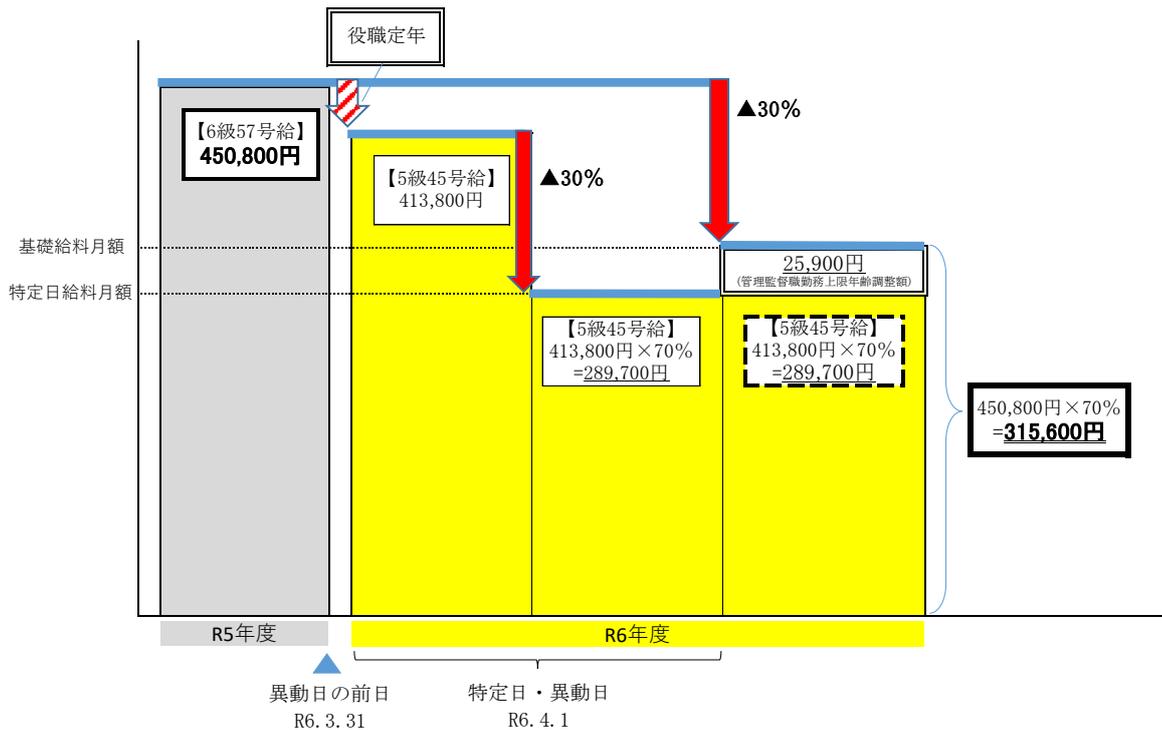
### 2 役職定年あり

- ・役職定年制による降任をされた日(異動日)の前日に受けていた給料月額の7割水準(各級の最高号給の給料月額を上限)
- ・特定日に適用される級号給の7割水準の給料月額(特定日給料月額)が異動日の前日に受けていた給料月額の7割水準の額(基礎給料月額)に達しないこととなる職員には、特定日以後、当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料(管理監督職上限年齢調整額)として支給(各級の最高号給の給料月額を上限)
- ・希望降任等による降任については、管理監督職上限年齢調整額算定の対象外

#### ①課長⇒課長代理

- ・課長として勤務し、特定日に役職定年制により課長代理へ降任

役職定年：地公法第28条の2に基づく降任



① 課長⇒課長代理

・課長(下位号給)として勤務し、特定日に役職定年制により課長代理へ降任

